

税制改正など、税務関連のニュースをお届けします。できるだけわかりやすく税金についてご紹介したいと思います。

2014年5月 税務ニュース

平成26年度 税制改正 自動車税関連

平成26年4月以降に取得する自動車に課される自動車取得税、自動車税、自動車重量税について次のように減税されます。

1. 自動車取得税

消費税が8%へ増税されることによる自動車取得の負担を軽減するため、自動車取得税の税率が改正されエコカー減税の拡充が行われました。

1 税率

	改正前	改正後
自家用自動車	5%	3%
営業用自動車	3%	2%
軽自動車	3%	2%

2 エコカー減税の拡充 (平成26年4月～平成27年3月に新車登録届出をした場合)

電気自動車等 ※1	免税	→	免税
2015年度燃費基準+20%超達成	75%減税		80%減税
2015年度燃費基準+10%超達成	50%減税		60%減税

2. 自動車税 グリーン化特例の延長・拡充 (平成26年4月～平成28年3月)

購入の翌年の一回限りに適用されます。軽自動車は適用されません。

電気自動車等 ※1	50%減税	→	電気自動車等 ※1	75%減税
2015年度燃費基準+10%超達成	25%減税		2015年度燃費基準+20%超達成 ※2	50%減税
2015年度燃費基準達成			2015年度燃費基準+10%超達成	廃止

※2 平成32年度燃費基準達成の自動車

3. 自動車重量税 エコカー減税の拡充 (平成26年4月～平成27年4月)

平成24年5月1日から平成27年4月30日までの間に最初に受ける新規車検又は継続車検等(自動車検査証の交付等)の際に納付すべき自動車重量税について減免されます。

	新車車検	継続車検	→	新車車検	継続車検
電気自動車等 ※1	免税	50%減税		免税	免税
2015年度燃費基準+20%超達成		75%減税		75%減税	
2015年度燃費基準+10%超達成	50%減税		50%減税		

※1 電気自動車等…電気自動車、燃料電池自動車、プラグイン・ハイブリット自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車等をいいます。